

定 款

平成25年4月

一般社団法人 **文京区医師会**

一般社団法人文京区医師会定款

第1章 名称及び事務所

第1条（名称）

本会は、一般社団法人文京区医師会と称する。

第2条（事務所）

1（主たる事務所）

本会は主たる事務所を東京都文京区に置く。

2（従たる事務所）

本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本会は、医道の昂揚、医学・医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学の振興及び医学教育に関する事業
- (2) 公衆衛生に関する事業
- (3) 学校保健に関する事業
- (4) 社会保障医療に関する事業
- (5) 産業医活動に関する事業
- (6) 地域保健医療に関する事業
- (7) 災害時医療に関する事業
- (8) 医事衛生の調査研究に関する事業

- (9) 文京区医師会付属診療所の運営管理に関する事業
 - (10) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都内において行うものとする。

第3章 会 員

第5条（会員の資格、種別及び倫理）

1（資 格）

- (1) 東京都文京区本郷、湯島、西片、弥生、根津、向丘、千駄木、本駒込を区域とし、その区域内に就業所又は住所を有する医師であり、かつ、本会の目的及び事業に賛同した医師は、本会の会員となることができる。会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。
- (2) なお、(1) 以外のものであっても、特別の事情があり、理事会で承認された者は本会の会員となることができる。

2（種 別）

本会の会員は、以下の3種類とする。

- (1) A会員 前条1項1号に定める地域で開業する医師
- (2) B会員 前条1項1号に定める地域で勤務する医師
- (3) 特別会員 上記会員のうち、理事会により承認された満80歳以上の医師

第6条（入会、退会、届出変更）

1（入 会）

本会に入会しようとする者は、医師免許証を提示した上、本会に所定の入会申込書等を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

なお、会長は、前項によって理事会の承認を得た後は、本人にその旨を通知するものとする。

2（退 会）

本会を退会しようとする会員は、本会に所定の退会届をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

但し、会長は、第8条（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条に基づく処分を行うことができる。

3 (届出変更)

会員でその入会申込書の記載事項に変更のあったときは、前2項と同様にその届出をしなければならない。

4 (会員の義務)

会員は、定款並びにこの法人の諸決議に服し、会務執行に協力する義務を負う。

第7条 (入会金、会費及び負担金)

1 (会員の納付義務)

会員は本会の定める規則に基づき、入会金、会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

なお、既納の入会金、会費及び負担金その他の拠出金品は、返還しないものとする。

2 (金額及び徴収方法の決定)

入会金、会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、会員総会で定める。但し、特別会員の会費は免除するものとし、その他特別の事情がある者に対しては、会員総会の定めるところにより、その額を減額若しくは免除することができる。

第8条 (会員の制裁)

1 (制裁の事由)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科することができる。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。

2 (制裁の種類)

前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 (戒告及び除名の手続)

戒告及び除名は、医道審議会の審議、答申を経て、会員総会の決議を経て行う。

4 (弁明の機会の付与)

会員を除名しようとするときは、その会員に対し、医道審議会及び会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

5 (通 知)

本条第2項の制裁の処分をしようとするときは、会長は、当該会員に対し、あらかじめその旨を書面でその旨通知しなければならない。

第9条（会員資格の喪失）

第6条第2項及び前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 医師でなくなったとき
- (4) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

第4章 会員総会

第10条（会員総会）

1（最高意思決定機関）

会員総会は、本会の最高意思決定機関であって、総会員をもって組織する。

2（会員総会と社員総会の関係）

前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

第11条（定時会員総会及び臨時会員総会）

1（種 別）

会員総会は定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

2（開 催）

会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時会員総会として、毎年3月及び必要がある場合に開催する。

3（招集権限）

会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

ただし、総会員の5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時会員総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

4（招集通知）

会員総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。

第12条（会員総会の議長の選任）

1（議長）

会員総会に、議長1名を置く。

2（選任）

議長は、会員総会において、その総会に出席した会員の中から選出する。

ただし、議長は、役員と相互に兼ねることはできない。

第13条（議長の職務）

会員総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主催する。

第14条（議長の後任者の選出）

議長が欠けたときは、会員総会において、その後任者を選出しなければならない。

第15条（会員総会の権限）

会員総会は次に掲げる事項を決議する。

（1）事業計画及び予算の承認

（2）事業報告及び貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

（3）入会金、会費及び負担金に関する事項

（4）重要な財産の管理及び処分に関する事項

（5）会員の戒告及び除名

（6）理事及び監事の選任又は解任

（7）理事及び監事の報酬等の額並びに役員に対する報酬の支給基準

（8）定款の変更に関する事項

（9）解散に関する事項

（10）医道審議委員の選任又は解任

（11）その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第16条（会員総会の定足数及び決議）

1（定足数）

会員総会は、総会員の過半数の議決権を有する会員が出席しなければ、議事を行い、決議をすることができない。

2 (普通決議)

会員総会の議事は、出席した前項に定める会員の議決権の過半数をもって行う。

3 (特別決議)

前項の規定に関わらず、本項の決議は、総社員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員に対する戒告及び除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 (議長の裁決権)

第2項の場合、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。この場合において議長は、会員としての議決権を有しない。

5 (議決権の代理行使及び書面による議決権の行使)

- (1) 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、本条第1項から4項の適用については、会員総会に出席したものとみなす。
- (2) 理事会において、会員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、会員総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を本条第1項から4項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

6 (会長の通知義務)

会長は、総会において議決された事項については、すみやかに文書をもって会員に通知しなければならない。

第17条 (会員総会の議事規則)

会員総会の議事に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て別に定める。

第18条 (会員総会の議事録)

1 (議事録の作成義務)

会員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 (議事録への署名押印)

議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員等

第19条 (役員)

1 (役員の種類別)

本会に次の役員を置く。なお、理事及び監事は兼任することができない。

(1) 理事 9名以上15名以内(会長及び副会長を含む)

(2) 監事 2名

2 (会長及び副会長)

理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 (代表理事及び業務執行理事)

会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第20条 (理事の職務)

1 (理事の職務)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 (会長の職務)

会長は、本会を代表し、職務を執行する。

3 (副会長の職務)

副会長は、会長を補佐し、職務を執行する。

4 (会長の職務代行)

会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、理事会の決議により、副会長のなかから、法人法上の代表理事を選定し、会長の職務を代行する。

5 (副会長の職務代行)

副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、理事会の決議により、他の副会長又はその他の理事がその職務を代行する。

6 (職務執行状況の報告)

会長、副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第21条 (監事の職務)

1 (監事の職務)

監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

2 (監事の権限)

監事は、いつでも理事又は使用人(職員)に対して、職務の執行状況の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 (監事の意見陳述権)

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるすることができる。

第22条 (役員等の任期)

1 (任 期)

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。再任は妨げない。

2 (退任後の権利義務)

理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第23条 (役員等の選任等)

1 (理事又は監事の選任)

理事又は監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から、会員総会の決議によって選任する。

2 (会長及び副会長の選定)

会長、副会長は、理事会の決議によって選定する。

第24条 (役員の補欠の選任)

1 (補欠の選任)

理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに、補欠の選任

を行うものとする。

2 (補欠の任期)

前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第25条 (役員解任)

1 (理事の解任)

理事は、会員総会の決議によって解任することができる。

2 (監事の解任)

監事は、総会員の過半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、会員総会の決議によって解任することができる。

第26条 (役員報酬)

1 (報酬)

理事又は監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 (費用弁償)

理事又は監事に対して、会員総会において定める規程に従って、費用を弁償することができる。

第27条 (役員責任免除)

本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第28条 (顧問)

1 (設置)

本会に、顧問2名を置くことができる。

2 (委嘱)

顧問は、本会の運営上必要と認めるとき、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 (任期)

顧問の任期は、役員任期と同様とする。

4 (職務)

顧問は、会長又は理事会から諮問された事項について参考意見を述べる事が

できる。

第6章 理事会

第29条（理事会）

1（設置）

本会に理事会を置く。

2（組織、招集権限及び議長）

理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

理事会を招集するには、各理事に対し、理事会の開催日の5日前までに開会の日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を記載した招集通知を発しなければならない。

3（会長が理事会を招集しないときの招集権限）

会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の通知をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4（会長が欠けたとき又は会長に事故があるときの招集権限）

会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第30条（定足数及び決議）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第31条（理事会の職務）

1（理事会の職務）

理事会は、次の職務を行う。

（1）本会の業務執行の決定

ア 総会に提出すべき議案の決定

イ 総会の決議した事項の執行に関する事項

ウ 総会に付議すべき事項の決定

エ その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(2) 理事の職務執行の監督

2 (理事に委任できない職務)

理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人（事務長）の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

3 (決議の省略)

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

第32条 (理事会への報告の省略)

理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、定款第20条6項の報告については、この限りでない。

第33条 (理事会の議事録)

1 (議事録の記載内容)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 (議事録への署名押印)

議事録には出席した代表理事及び監事1名が署名押印しなければならない。

第7章 医道審議会

第34条 (医道審議会)

1 (設置)

本会に医道審議会を置く。

2 (組 織)

医道審議会は、3名以上5名以内の医道審議委員をもって組織する。

3 (医道審議委員の選任)

医道審議委員は、本会会員の中から、会員総会において選任する。委員長及び副委員長各1名は、委員の互選により選任する。

4 (任 期)

医道審議委員の任期は、第22条を準用する。

5 (退任後の権利義務)

任期の満了又は辞任により退任した医道審議委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

6 (医道審議委員の兼職禁止)

医道審議委員は、本会の役員を兼ねることができない。

7 (医道審議会の権限)

医道審議会は、会員の戒告、除名のほか、会員の義務と医師の倫理に関する事項について審議、答申する。

8 (その他の事項)

医道審議会に関して必要なその他の事項は、会員総会の決議により別に定める規則によるものとする。

第8章 委 員 会

第35条 (委員会)

1 会長が必要と認めたときは、各種委員会を設置することができる。

2 (その他の事項)

委員会の運営に関して必要なその他の事項は、別に定める規則によるものとする。

第9章 団体契約及び意見表明

第36条 (団体契約)

本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を

締結することができる。

第37条（行政庁に対する意見表明）

本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べるすることができる。

第10章 資産及び会計

第38条（本会の経費）

本会の経費は、会費、負担金、補助金、寄付金その他の収入金をもって充当する。

第39条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第40条（事業計画及び予算）

1（作成及び理事会の承認）

会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2（会員総会の承認）

前項の書類は、理事会の承認を経た後、会員総会の承認を受けなければならない。

3（備置期間）

第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置くものとする。

4（暫定予算）

（1）第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じた暫定予算を理事会決議により編成し、会長がこれを執行することができる。

（2）会長は、前号の暫定予算で執行した事項について、直近の会員総会において承認を受けなければならない。

（3）本項第1号の場合の損益は、新たに成立した予算の損益とみなす。

第41条（事業報告及び決算）

1（作成、監査及び理事会の承認）

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認決議を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）損益計算書（正味財産増減計算書）
- （5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書・財産目録

2（報告及び会員総会の承認）

前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時会員総会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会の承認決議を受けなければならない。

3（備置期間）

第1項の書類の他、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置くものとする。

4（貸借対照表の公告）

貸借対照表は、定時会員総会后遅滞なく、公告しなければならない。

第42条（剰余金の分配の禁止）

本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第43条（財産の管理責任等）

1（財産の管理責任）

本会の財産は、会長が管理する。

2（借入金）

本会の出納に必要なときは、一時借入金をすることができる。この場合における一時借入金は、当該年度の収入でこれを償還する。

第44条（会計の規程等）

会計に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 事務局

第45条（事務局）

1（設置）

本会に事務局を置く。

2（職員）

事務局には、必要な職員若干名を置く。

3（その他の事項）

本会の事務局の職員の任免は、理事会の決議を経て、会長が行う。

職員の職制、給与及び執務に関して必要なその他の事項は、理事会が定める。

第12章 雑 則

第46条（残余財産の帰属）

本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は会員総会の決議を経て、国又は地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第47条（定款施行規則）

定款の施行に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に細則で定める。

第48条（公 告）

本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第49条（委 任）

この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 (施行期日)

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、整備法という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 (会長等に関する措置)

この法人の最初の会長は熊谷みどり、副会長は金吉男、一宮和夫とする。

3 (計算書類等の作成等に関する経過措置)

整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条（事業年度）の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。